

自己資本の充実の状況(定量的な事項)

45 自己資本の構成に関する事項

(単位:百万円)

項 目	平成28年度		平成29年度	
		経過措置による不算入額		経過措置による不算入額
コア資本に係る基礎項目(1)				
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る組合員勘定の額	33,488		36,596	
うち、出資金及び資本剰余金の額	7,773		7,697	
うち、利益剰余金の額	25,786		28,973	
うち、外部流出予定額(△)	71		75	
うち、上記以外に該当するものの額	----		----	
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	718		590	
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	718		590	
うち、適格引当金コア資本算入額	----		----	
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	----		----	
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	----		----	
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	----		----	
コア資本に係る基礎項目の額(イ)	34,207		37,186	
コア資本に係る調整項目(2)				
無形固定資産(モーゲージサービシングライツに係るものを除く。)の額の合計額	10	7	32	8
うち、のれんに係るものの額	----	----	----	----
うち、のれん及びモーゲージサービシングライツに係るもの以外の額	10	7	32	8
繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額	----	----	----	----
適格引当金不足額	----	----	----	----
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	----	----	----	----
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	----	----	----	----
前払年金費用の額	41	27	55	13
自己保有普通出資等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額	----	----	----	----
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	----	----	----	----
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	----	----	----	----
信用協同組合連合会の対象普通出資等の額	----	----	----	----
特定項目に係る10パーセント基準超過額	----	----	----	----
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	----	----	----	----
うち、モーゲージサービシングライツに係る無形固定資産に関連するものの額	----	----	----	----
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	----	----	----	----
特定項目に係る15パーセント基準超過額	----	----	----	----
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	----	----	----	----
うち、モーゲージサービシングライツに係る無形固定資産に関連するものの額	----	----	----	----
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	----	----	----	----
コア資本に係る調整項目の額(ロ)	52		88	
自己資本				
自己資本の額((イ)-(ロ)) (ハ)	34,155		37,097	
リスク・アセット等(3)				
信用リスク・アセットの額の合計額	274,818		302,327	
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	△716		△728	
うち、無形固定資産(のれん及びモーゲージサービシングライツに係るものを除く。)	7		8	
うち、繰延税金資産	----		----	
うち、前払年金費用	27		13	
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	△751		△751	
うち、上記以外に該当するものの額	----		----	
オペレーショナルリスク相当額の合計額を8パーセントで除して得た額	11,467		12,077	
信用リスク・アセット調整額	----		----	
オペレーショナル・リスク相当額調整額	----		----	
リスク・アセット等の額の合計額(ニ)	286,285		314,405	
自己資本比率				
自己資本比率((ハ)/(ニ))	11.93%		11.79%	

(注) 自己資本比率の算出方法を定めた「協同組合による金融事業に関する法律第6条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用協同組合及び信用協同組合連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成18年金融庁告示第22号)」に係る算式に基づき算出しております。なお、当組合は国内基準を採用しております。

46 自己資本の充実度に関する事項

(単位:百万円)

	平成28年度		平成29年度	
	リスク・アセット	所要自己資本の額	リスク・アセット	所要自己資本の額
イ. 信用リスク・アセット、所要自己資本の額合計	274,818	10,992	302,327	12,093
①標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポージャー	275,534	11,021	303,056	12,122
現金	----	----	----	----
我が国の中央政府及び中央銀行向け	----	----	----	----
外国の中央政府及び中央銀行向け	----	----	----	----
国際決済銀行等向け	----	----	----	----
我が国の地方公共団体向け	----	----	----	----
外国の中央政府等以外の公共部門向け	----	----	----	----
国際開発銀行向け	----	----	----	----
地方公共団体金融機構向け	----	----	----	----
我が国の政府関係機関向け	0	0	0	0
地方三公社向け	----	----	----	----
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	29,383	1,175	34,539	1,381
法人等向け	7,049	281	6,490	259
中小企業等向け及び個人向け	1,420	56	1,560	62
抵当権付住宅ローン	114	4	108	4
不動産取得等事業向け	190,590	7,623	216,883	8,675
三月以上延滞等	520	20	444	17
取立未済手形	1	0	0	0
信用保証協会等による保証付	86	3	72	2
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	----	----	----	----
出資等	1,579	63	1,874	74
出資等のエクスポージャー	1,579	63	1,874	74
重要な出資のエクスポージャー	----	----	----	----
上記以外	44,788	1,791	41,081	1,643
他の金融機関等の対象資本調達手段のうち対象普通出資等に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー	1,251	50	1,251	50
信用協同組合連合会の対象普通出資等であってコア資本に係る調整項目の額に算入されなかった部分に係るエクスポージャー	466	18	466	18
特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー	538	21	616	24
上記以外のエクスポージャー	42,531	1,701	38,746	1,549
②証券化エクスポージャー	----	----	----	----
③複数の資産を裏付とする資産(所謂ファンド)のうち、個々の資産の把握が困難な資産	----	----	----	----
④経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額	34	1	22	0
⑤他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額	△751	△30	△751	△30
⑥CVAリスク相当額を8%で除して得た額	----	----	----	----
⑦中央清算機関関連エクスポージャー	----	----	----	----
ロ. オペレーショナル・リスク	11,467	458	12,077	483
ハ. 単体総所要自己資本額(イ+ロ)	286,285	11,451	314,405	12,576

(注) 1. 所要自己資本の額=リスク・アセット×4%

2. 「エクスポージャー」とは、資産(派生商品取引によるものを除く)並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額です。

3. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「我が国の中央政府及び中央銀行向け」から「法人等向け」(「国際決済銀行等向け」を除く)においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーの事です。

4. オペレーショナル・リスクは、当組合は基礎的手法を採用しています。

〈オペレーショナル・リスクの算出方法(基礎的手法)〉

$$\frac{\text{粗利益(直近3年間のうち正の値の合計額)} \times 15\%}{\text{直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数}} \div 8\%$$

5. 単体総所要自己資本額=単体自己資本比率の分母の額×4%

信用リスクに関する事項(証券化エクスポージャーを除く)

47 イ.信用リスクに関するエクスポージャー及び主な種類別の期末残高

(地域別、業種別及び残存期間別)

(単位:百万円)

エクスポージャー 区分	信用リスクエクスポージャー期末残高									
			貸出金、コミットメント等及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランス取引		債 券		デリバティブ 取 引		三月以上延滞 エクスポージャー	
	28年度	29年度	28年度	29年度	28年度	29年度	28年度	29年度	28年度	29年度
地域区分 業種区分 期間区分										
国 内	398,820	446,736	244,636	267,605	6,200	5,700	---	---	649	530
国 外	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---
地 域 別 合 計	398,820	446,736	244,636	267,605	6,200	5,700	---	---	649	530
製 造 業	2,232	2,094	1,172	1,034	700	700	---	---	---	---
農 業、林 業	46	37	46	37	---	---	---	---	---	---
漁 業	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---
鉱業、採石業、砂利採取業	286	237	286	237	---	---	---	---	---	---
建 設 業	6,079	5,473	6,036	5,429	---	---	---	---	4	---
電気・ガス・熱供給・水道業	104	85	57	37	---	---	---	---	---	---
情 報 通 信 業	2,986	2,996	2,473	2,509	300	300	---	---	---	---
運 輸 業、郵 便 業	219	200	161	142	---	---	---	---	---	---
卸 売 業、小 売 業	8,859	9,257	8,688	9,085	---	---	---	---	2	1
金 融 業、保 険 業	150,551	176,365	4,701	5,732	3,200	2,700	---	---	---	---
不 動 産 業	165,905	193,313	165,473	192,587	---	---	---	---	597	505
物 品 賃 貸 業	9	20	9	20	---	---	---	---	---	---
学術研究、専門・技術サービス業	5,731	5,436	5,679	5,384	---	---	---	---	---	---
宿 泊 業	16,955	15,096	16,937	15,070	---	---	---	---	21	17
飲 食 業	2,685	2,442	2,685	2,442	---	---	---	---	15	0
生活関連サービス業、娯楽業	12,311	11,568	12,291	11,548	---	---	---	---	---	---
教育、学習支援業	232	229	232	229	---	---	---	---	---	---
医 療、福 祉	5,017	4,522	5,017	4,522	---	---	---	---	---	---
その他のサービス	7,862	7,319	7,862	7,319	---	---	---	---	---	---
その他の産業	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---
国・地方公共団体等	2,007	2,007	1	1	2,000	2,000	---	---	---	---
個 人	4,823	4,232	4,822	4,232	---	---	---	---	8	6
そ の 他	3,910	3,799	---	---	---	---	---	---	---	---
業 種 別 合 計	398,820	446,736	244,636	267,605	6,200	5,700	---	---	649	530
1 年 以 下	127,416	176,262	44,289	50,915	500	2,300	---	---	---	---
1 年 超 3 年 以 下	84,203	77,690	46,251	58,740	3,100	3,000	---	---	---	---
3 年 超 5 年 以 下	47,677	37,990	41,077	37,590	2,600	400	---	---	---	---
5 年 超 7 年 以 下	18,112	19,204	16,951	19,069	---	---	---	---	---	---
7 年 超 10 年 以 下	29,386	32,904	29,386	31,904	---	---	---	---	---	---
10 年 超	64,539	75,316	64,539	67,816	---	---	---	---	---	---
期間の定めのないもの	27,484	27,366	2,141	1,568	---	---	---	---	---	---
残 存 期 間 別 合 計	398,820	446,736	244,636	267,605	6,200	5,700	---	---	649	530

(注)1. 「貸出金、コミットメント等及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランス取引」とは、貸出金の期末残高の他、当座貸越のコミットメント等の与信相当額、デリバティブ取引を除くオフ・バランス取引の与信相当額の合計額です。

2. 「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上延滞している者に係るエクスポージャーのことです。

3. 上記の「その他」は、業種区分に分類することが困難なエクスポージャーです。具体的には現金、有形固定資産、無形固定資産等が含まれます。

4. CVAリスク及び中央清算機関関連エクスポージャーは保有しておりません。

5. 業種別区分は日本標準業分類の大分類に準じて記載しております。

48 口.一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(単位:百万円)

		期首残高	当期増加額	当期減少額		期末残高
				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	28年度	774	718	----	774	718
	29年度	718	589	----	718	589
個別貸倒引当金	28年度	386	332	0	386	332
	29年度	332	225	28	303	225
合計	28年度	1,161	1,051	0	1,161	1,051
	29年度	1,051	815	28	1,022	815

(注) 当組合では、自己資本比率算定にあたり、偶発損失引当金の一部を一般貸倒引当金と同様のものとして取扱っておりますが、当該引当金の金額は上記残高等に含めておりません。

49 八.業種別の個別貸倒引当金残高、期中の増減額及び貸出金償却の額

(単位:百万円)

	個別貸倒引当金										貸出金償却	
	期首残高		当期増加額		当期減少額				期末残高			
	28年度	29年度	28年度	29年度	目的使用	その他	28年度	29年度	28年度	29年度		
製造業	----	----	----	----	0	----	0	----	----	----	----	
農業、林業	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	
漁業	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	
鉱業、採石業、砂利採取業	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	
建設業	----	4	4	----	2	----	1	4	----	----	----	
電気・ガス・熱供給・水道業	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	
情報通信業	0	----	----	----	----	0	----	----	----	----	----	
運輸業、郵便業	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	
卸売業、小売業	20	14	14	17	----	20	14	14	17	----	----	
金融業、保険業	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	
不動産業	227	185	185	108	0	20	227	164	185	108	38	
物品賃貸業	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	
学術研究、専門技術サービス業	44	43	43	44	----	44	43	43	44	----	----	
宿泊業	33	30	30	31	----	33	30	30	31	----	----	
飲食業	6	4	4	4	----	6	4	4	4	----	----	
生活関連サービス業、娯楽業	25	20	20	16	----	25	20	20	16	----	----	
教育、学習支援業	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	
医療、福祉	----	5	5	0	----	4	----	0	5	0	----	
その他のサービス	----	----	----	2	----	----	----	----	2	----	----	
その他の産業	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	
国・地方公共団体等	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	
個人	28	23	23	0	----	28	23	23	0	----	----	
合計	386	332	332	225	0	28	386	303	332	225	38	

(注) 1. 当組合は、国内の限定されたエリアにて事業活動を行っているため、「地域別」の区分は省略しております。
2. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

50 ニ.リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャーの額等

(単位:百万円)

告示で定めるリスク・ウェイト区分 (%)	エクスポージャーの額			
	平成28年度		平成29年度	
	格付適用有り	格付適用無し	格付適用有り	格付適用無し
0%	----	3,561	----	3,422
10%	----	869	----	725
20%	89,153	57,970	106,662	66,240
35%	----	328	----	311
50%	300	87	300	1
75%	----	2,115	----	2,310
100%	701	243,451	501	265,782
150%	----	66	200	32
250%	----	215	----	246
1250%	----	----	----	----
合計	90,154	308,665	107,663	339,072

(注) 1. 格付は、適格格付機関が付与しているものに限ります。
2. エクスポージャーは、信用リスク削減手法適用後のリスク・ウェイトに区分しています。
3. コア資本に係る調整項目となったエクスポージャー(経過措置による不算入分を除く)は含まれておりません。
4. CVAリスク及び中央清算機関関連エクスポージャーは保有しておりません。

信用リスク削減手法に関する事項

51 信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー

(単位:百万円)

信用リスク削減手法 ポートフォリオ	適格金融資産担保		保 証		クレジット・デリバティブ	
	28年度	29年度	28年度	29年度	28年度	29年度
信用リスク削減手法が適用された エクスポージャー	1,121	1,399	----	----	----	----

(注) 1. 当組合は、適格金融資産担保について簡便手法を用いています。

2. 上記「保証」には、告示(平成18年金融庁告示第22号)第45条(信用保証協会、農業信用基金協会、漁業信用基金協会により保証されたエクスポージャー)、第46条(株式会社地域経済活性化支援機構等により保証されたエクスポージャー)を含みません。

52 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

該当ありません

53 証券化エクスポージャーに関する事項

該当ありません

出資等エクスポージャーに関する事項

54 イ. 貸借対照表計上額及び時価等

(単位:百万円)

区 分	平成28年度		平成29年度	
	貸借対照表計上額	時 価	貸借対照表計上額	時 価
上 場 株 式 等	1,891	1,891	2,067	2,067
非 上 場 株 式 等	544	544	844	844
合 計	2,435	2,435	2,912	2,912

55 ロ. 出資等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益の額

(単位:百万円)

	平成28年度	平成29年度
売 却 益	47	----
売 却 損	----	----
償 却	----	----

(注) 損益計算書における損益の額を記載しております。

56 ハ. 貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額

(単位:百万円)

	平成28年度	平成29年度
評 価 損 益	370	574

(注) 「貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額」とは、その他有価証券の評価損益です。

57 ニ. 貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額

該当ありません

(注) 「貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額」とは、子会社株式及び関連会社の評価損益です。

58 金利リスクに関する事項

(単位:百万円)

	平成28年度	平成29年度
金利リスクに関して内部管理上使用した金利ショックに対する損益・経済価値の増減額	----	----

(注) 金利リスクは、金融機関の保有する資産・負債のうち、市場金利に影響を受けるもの(例えば、貸出金、有価証券、預金等)が、金利ショックにより発生するリスク量を見るものです。当組合では、金利ショックを200BP(市場金利が上下に2%変動した時に受ける金利リスク量)として金利リスクを算出しております。

事業の運営に関する事項

59 リスク管理体制

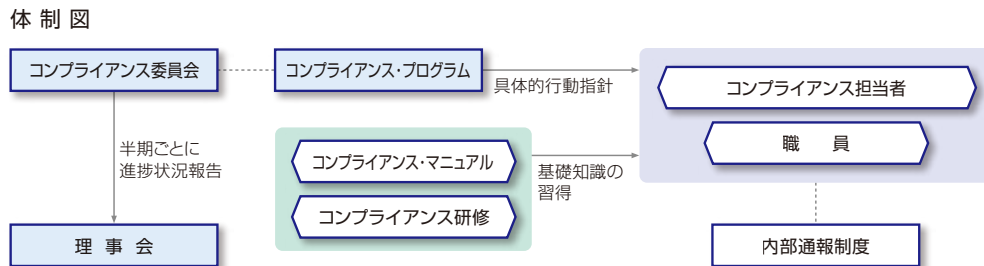
金融機関を取り巻く環境は絶えず変化し、それに伴ってリスクも急変することが予想されます。そのような環境のなか、当組合では自己責任原則に基づいた健全経営の実現に向けて、リスク管理を重要経営課題として位置づけ、各種リスクの存在を包括的に認識し適切に管理していくため、リスク管理統括部を主管部署として総合的なリスク管理体制の充実に努めています。

具体的には、各種リスクを、信用リスク、市場リスク、流動性リスク、事務リスク、システムリスク等に分類したうえ、各リスクについて担当部署を定めて的確に把握・管理するとともに、当組合全体のリスク管理をリスク管理統括部が行なうこととしており、不測の事態を未然に防止し、資産の健全性を確保するための組織的な相互牽制機能の強化に取り組んでいます。

60 法令等遵守(コンプライアンス)体制

当組合は、金融機関の公共的使命の重みを常に自覚し、重要経営課題として企業倫理の構築や法令等の遵守に積極的に取り組んでおり、コンプライアンス体制の充実により、地域社会のゆるぎない信頼を確保し共存共栄を図ります。

具体的には、本部各部及び営業店にコンプライアンス担当者を配置してコンプライアンスの徹底と推進を行なうとともに、役員を委員長とするコンプライアンス委員会を設置してコンプライアンスにかかる諸問題を統括・管理するなど、コンプライアンス体制の強化に努めています。また、法令等遵守の基本的行動規範であるコンプライアンス・マニュアルを役職員全員に配布してコンプライアンスの周知・徹底を図っているほか、コンプライアンス・プログラムに則って、法令等遵守状況のチェックや役職員の教育研修なども積極的に実践しています。さらに、反社会的勢力との一切の関係を排除するための体制強化を図っています。



61 反社会的勢力に対する基本方針

当組合は、社会の秩序や安全に脅威を与え、健全な経済・社会の発展を妨げる反社会的勢力との関係を遮断するため、以下のとおり「反社会的勢力に対する基本方針」を定め、これを遵守します。

1. 当組合は、反社会的勢力による不当要求に対し、対応する職員の安全を確保しつつ組織全体として対応し、迅速な問題解決に努めます。
2. 当組合は、反社会的勢力による不当要求に備えて、平素から警察、暴力追放運動推進センター、弁護士などの外部専門機関と緊密な連携関係を構築します。
3. 当組合は、信用組合の社会的責任を強く認識し、その責任を組織全体で果たすため、反社会的勢力との取引の未然防止を含めた一切の関係を遮断し、反社会的勢力からの不当な要求には応じません。
4. 当組合は、反社会的勢力による不当要求に対しては、民事と刑事の両面から法的対抗措置を講じる等、断固たる態度で対応します。
5. 当組合は、いかなる理由があっても、反社会的勢力に対して事案を隠ぺいするための資金提供、不適切・異例な取引及び便宜供与は行いません。

62 当組合の苦情処理措置・紛争解決措置の内容

●苦情処理措置

当組合では、お客様により一層のご満足をいただけるよう、お取引に係る苦情等を受付けておりますので、お気軽にお申出ください。

※苦情等とは、当組合との取引に関する照会・相談・要望・苦情・紛争のいずれかに該当するもの及びこれらに準ずるものをいいます。

「お取引店」または本部「ご相談窓口」にお申出ください。

【ご相談窓口】 リスク管理統括部

住 所：大阪市西区北堀江1丁目4-3 電話番号：06-6541-2906

受付時間：午前9時～午後5時（土日・祝日および金融機関の休日を除く）

なお、苦情等対応手続については、上記窓口にお申出いただくか、当組合のホームページをご覧ください。

※ホームページアドレス <http://www.daido.shinkumi.jp/>

苦情等のお申出は当組合のほか、地区しんくみ苦情等相談所・しんくみ相談所をはじめとする他の機関でも受付けています（詳しくは、当組合「ご相談窓口」へご照会ください）。

名 称	大阪地区しんくみ苦情等相談所 (一般社団法人 大阪府信用組合協会)	しんくみ相談所 (一般社団法人 全国信用組合中央協会)
住 所	〒540-0026 大阪市中央区内本町2-3-9	〒104-0031 東京都中央区京橋1-9-1
電話番号	06-6941-1441	03-3567-2456
受付日 時 間	月～金(祝日及び金融機関休業日を除く) 9:00～17:00	月～金(祝日及び金融機関休業日を除く) 9:00～17:00

相談所は、公平・中立な立場でお申出を伺い、お申出のお客様の了解を得たうえ、当該信用組合に対し迅速な解決を要請します。

●紛争解決措置

公益社団法人民間総合調停センター及び東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会が設置運営する仲裁センター等（以下、仲裁センター等）で紛争の解決を図ることも可能ですので、当組合「ご相談窓口」または、しんくみ相談所へお申出ください。また、お客様が直接、仲裁センター等へ申出することも可能です。

なお、仲裁センター等では、東京以外の地域の方々からの申立について、当事者の希望を聞いたうえで、アクセスに便利な地域で手続きを進める方法があります。

1. 移管調停：東京以外の弁護士会の仲裁センター等に事件を移管できます。
2. 現地調停：東京の弁護士会の斡旋人と東京以外の弁護士会の斡旋人が、弁護士会所在地と、東京を結ぶテレビ会議システム等により、共同して解決に当たります。

※移管調停、現地調停は全国の弁護士会で実施している訳ではありませんのでご注意ください。

具体的な内容については、仲裁センター等にご照会ください。

(仲裁センター等)

名 称	公益社団法人 民間総合調停センター	東京弁護士会 紛争解決センター	第一東京弁護士会 仲裁センター	第二東京弁護士会 仲裁センター
住 所	〒530-0047 大阪市北区西天満1-12-5	〒100-0013 東京都千代田区霞ヶ関1-1-3	〒100-0013 東京都千代田区霞ヶ関1-1-3	〒100-0013 東京都千代田区霞ヶ関1-1-3
電話番号	06-6364-7644	03-3581-0031	03-3595-8588	03-3581-2249
受付日 時 間	月～金(祝日・年末年始を除く) 9:00～12:00、13:00～17:00	月～金(祝日・年末年始を除く) 9:30～12:00、13:00～15:00	月～金(祝日・年末年始を除く) 10:00～12:00、13:00～16:00	月～金(祝日・年末年始を除く) 9:30～12:00、13:00～17:00

なお、仲裁センターの照会については、当組合ホームページをご覧ください。

※ホームページアドレス <http://www.daido.shinkumi.jp/>